

【参 考 资 料】

福島県労働審議会委員名簿

区分	氏名	役職等名	備考
労働者を代表する者	阿部 幸子	リオン・ドールエオン中央書記長	H28.6.9～
	遠藤 章	連合福島副会長	
	遠藤 徳雄	連合福島副事務局長	
	木村 孝幸	連合福島副会長	
	白坂 由紀子	ダイエーイトエオン中央執行副委員長	～H28.6.8
	渡邊 いづみ	UAゼンセン福島県支部常任	
事業主を代表する者	熊本 俊博	福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事	H28.6.9～
	斉藤 泰弘	福島県中部経営者協会副会長	
	鈴木 義仁	福島県中小企業団体中央会副会長	～H28.6.8
	船山 美松	福島県職業能力開発協会理事	
	矢部 久美子	福島県経営者協会連合会員	
	横山 りつ子	福島女性経営者プラザ副会長	
学識経験を有する者	今泉 玲子	学校法人今泉女子専門学校長	
	大原 百合	福島県社会保険労務士会理事	H28.6.9～
	貴田岡 信	福島大学経済経営学類准教授	H28.6.9～
	北目 純子	福島県社会保険労務士会理事	～H28.6.8
	佐藤 寿博	福島大学経済経営学類教授	～H28.6.8
	高橋 理里子	公募委員	H28.6.9～
	橋本 純	日本大学工学部教授	～H28.6.8
	藤島 賢三	公募委員	～H28.6.8
	藤原 雅美	日本大学工学部教授	H28.6.9～

第10次福島県職業能力開発計画策定に係る審議経過

年 月 日	内 容
平成27年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度第2回福島県労働審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第10次福島県職業能力開発計画の諮問 ・第10次福島県職業能力開発計画の構成の検討
平成28年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回第10次福島県職業能力開発計画検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・産業人材育成（職業能力開発）に関するアンケート調査結果の検証 ・職業能力開発を取り巻く現状と課題の整理 ・第10次福島県職業能力開発計画（骨子案）の検討
平成28年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回第10次福島県職業能力開発計画検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・第10次福島県職業能力開発計画（素案）の検討
平成28年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度第1回福島県労働審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第10次福島県職業能力開発計画（案）の審議
平成28年7月11日 ～平成28年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○第10次福島県職業能力開発計画（案）に対するパブリック・コメントの実施
平成28年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度第2回福島県労働審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第10次福島県職業能力開発計画（答申案）の審議
平成28年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○第10次福島県職業能力開発計画の答申
平成28年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○第10次福島県職業能力開発計画の策定

～ 用語解説 ～

【あ行】

○OJT、OFF-JT (P. 20)

「OJT」とは、“On the Job Training”の略で、「職場内訓練」のこと。職場での実務を通じて行う従業員の教育の訓練のことをいう。

これに対して「OFF-JT」とは、“Off the Job Training”の略で、「職場外訓練（研修）」のこと。社外での研修による技術や業務遂行上の能力訓練のことをいう。

【か行】

○技能検定 (P. 22, P. 26, P. 19)

労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とするもの。

○キャリア教育 (P. 22, P. 24)

児童生徒一人一人に、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○求職者支援制度 (P. 17)

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度。

○県内総生産 (P. 13)

県内ベースの総生産。産出額から中間投入を控除して求める。

○県立テクノアカデミー (P. 1, P. 16, P. 17, P. 18, P. 19, P. 23, P. 24, P. 25, P. 29)

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校と職業能力開発校を併せ持つ、総合的な公共職業能力開発を行う施設で、県内には「郡山」（郡山市）、「会津」（喜多方市）、「浜」（南相馬市）の3校が設置されている。

○公益財団法人福島県産業振興センター (P. 24, P. 27, P. 28)

県内中小企業等の経営基盤の強化、経営の革新、創業の促進、技術の高度化等を支援する事業を行っている機関。

○公共職業能力開発施設 (P. 24)

職業能力開発促進法に基づき、国、都道府県及び市町村が設置する施設をいい、職業訓練を行うほか、事業主・労働者その他の関係者に対し、情報提供等その他必要な援助を行う。

公共職業能力開発施設には職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校がある。

○雇用のミスマッチ (P. 6, P. 14)

労働力を求める求人側と仕事を求める求職側との条件が合わないこと。

【さ行】

○再生可能エネルギー（P. 1, P. 3, P. 17, P. 23）

太陽光、水力、風力、バイオマスなど、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。資源を枯渇させずに利用することができるため、有限な埋蔵資源への対策、地球温暖化対策、成長が見込まれる新たな産業分野として注目されている。

○実雇用率（P. 11）

一般の民間企業における常用労働者数（法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者）のうち障害者労働者数の割合である。

なお、障害者労働者数とは身体障害者・知的障害者・重度身体障害者・重度知的障害者である短時間労働者を合計した者をいう。この指標は、率が高いほど障害者の雇用・就業、自立の支援が図られていることなどを示す。

○職業能力開発促進法（P. 2）

この法律は、雇用対策法（昭和41年法律第132号）と相まって、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

※第7条第1項

都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するものとする。

○ジョブ・カード制度（P. 25）

正社員経験が少ない方々が正社員となることを目指して、ハローワーク、ジョブカフェ等での、職務経歴、学習歴・訓練歴、免許・取得資格等を記載した「ジョブ・カード」によるキャリア・コンサルティングを通じ、企業における実習と教育訓練機関等における座学を組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を受講し、訓練修了後の評価結果である評価シートの交付を受け、「ジョブ・カード」に取りまとめ、就職活動やキャリア形成に活用する制度。

○シルバー人材センター（P. 26）

高齢者が生き甲斐をもって地域社会で生活するため、定年退職等において、軽易な就労を希望する高齢者に対し、意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供する機関。

【た行】

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（P. 16, P. 17, P. 25, P. 28）

高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする厚生労働省所管の独立行

政法人。

【な行】

○認定職業訓練（P. 19, P. 24）

事業主等が行う職業訓練について、その内容の充実を図り、その計画的、体系的な実施とその普及を促進するため、厚生労働省令で定める職業訓練の基準に合致したものとして認定された職業訓練、認定は事業主等からの申請に基づき都道府県知事が行う。

○ニート（NEET：Not in Education, Employment or Training の略）（P. 6, P. 9, P. 25）

15歳から34歳までの無業者のうち、家事、通学、職業訓練をしていない者。

【は行】

○福島県ハイテクプラザ（P. 24）

福島県ハイテクプラザは、福島県が県内における工業の振興を図るため設置した公設試験研究機関であり、電子応用技術、有機材料から無機材料までの広範囲な材料技術、機械加工技術、計測技術、微生物の利活用技術等の支援を行っている。

○福島県職業能力開発協会（P. 27, P. 28）

職業能力開発促進法に基づいて設置された法人で、福島県及び中央職業訓練開発協会と密接な連携のもとに、技能検定の実施及び民間における職業能力の開発の促進を図るために設置された公益法人。

○フリーター（P. 6, P. 8）

15歳から34歳までの勤務形態が「アルバイト」又は「パート」である者及びこれらの仕事を希望する者。

○法定雇用率（P. 11）

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

・ 民間企業	⎧	一般の民間企業（常用労働者数56人以上規模の企業）	1. 8%
		特殊法人（常用労働者数48人以上規模の法人）	2. 1%
・ 国、地方公共団体（職員数48人以上の機関）			2. 1%
		ただし、都道府県等の教育委員会（職員数50人以上の機関）	2. 0%

○ポリテクセンター（P. 28）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する公共職業能力開発施設である。正式名は「職業能力開発促進センター」で、県内には「福島」、「いわき」、「会津」の3施設がある。職業能力開発促進法に基づき、離職者の方々に対する早期再就職のための離職者訓練と、中小企業等のものづくり分野の生産性向上のための在職者訓練を実施している。

【や行】**○有効求人倍率（P. 14, P. 15）**

全国の公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合のこと。失業者と並んで雇用状況を示す指標。求職者1人に対し、どのくらいの職のニーズがあるかという割合。